

事後評価シート

【評価年月】 平成15年4月

【主管課・室】 環境経済課

【評価責任者】 環境経済課長 佐野郁夫

施策名、施策の概要及び予算額

施 策 名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底
施策の概要	<p>今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難。このため、以下の施策を進める。</p> <p>ア 経済的手法の活用</p> <p>経済的手法は、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与えることにより環境保全を図る有効な手法である。現在、温暖化対策税の導入に係る専門的な検討を行うとともに、可能な分野から税制のグリーン化、税制上の優遇措置等の経済的措置を順次導入してきているところである。</p> <p>この経済的手法の更なる導入を進めるため、環境保全上の効果の有無、国民経済に与える影響を把握し、環境政策上の位置付けを明確化していく。</p> <p>イ 事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <p>事業者の自主的・自発的な環境保全に資する取組を促進するため、</p> <p>1)事業活動に環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法を開発・普及する（手法検討）。</p> <p>2)事業活動に係る環境情報を広く開示させることを進め、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会システムを構築する（社会的基盤整備）。</p>
予 算 額	1 5 6 , 1 1 0 千円（14年度予算）

目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。
達成状況	<p>ア 経済的手法の活用</p> <p>税制優遇措置や税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、平成15年度税制改正において環境関連の税制優遇措置を盛り込んだ。また、石油税等の特定財源のグリーン化を行った。</p>

	<p>イ 事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <p>事業者の環境報告書や環境会計への取組は着実に進展しており、さらにこうした事業者の自主的な環境への取組を支援するためのツールとして「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002年度版 - 」、「環境保全コスト分類の手引き2003年版」などを作成した。</p> <p>また、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証制度の実施に向けた取組を進めた。</p>
--	--

下位目標1	<p>税制優遇措置又は税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。</p> <p>また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資する方向への移行に努める。</p>
達成状況	<p>環境負荷の少ない自動車の普及を図るためこれらの自動車に係る自動車税のグリーン化や自動車取得税の税率の軽減措置等を延長及び拡充するとともに、公害防止用設備等に係る特別償却制度等の適用期限を延長した。また、平成15年4月から、新たに次の措置を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクルの推進を図るため、再商品化設備等に係る特別償却制度及び事業所税の課税標準の特例措置を拡充し、自動車破碎残さ再資源化施設を対象に追加。 ・PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税並びに家屋に係る都市計画税及び不動産取得税の課税標準の特例措置を新設。 ・環境研究・環境技術開発を促進するため、試験研究費総額の一定割合の税額控除制度等を新設。 ・環境保全活動の促進を図るため、「認定NPO法人」に対する寄付に係る税制の特例措置に関し、現行の認定要件を緩和。 <p>また、エネルギー対策に充てられる石油税等の特定財源のグリーン化を図った。</p> <p>さらに、地球温暖化対策税制について、次のように検討を進めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4回の地球温暖化対策税制専門委員会の開催 2 6月に専門委員会の中間報告を取りまとめ、公表及び意見募集を実施 3 専門委員会において具体案を示すためのワーキンググループを設置し、1回目の会合を開催

下位目標2	<p>環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価</p>
-------	--

される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減される。						
指 標		H12年度	H13年度	H14年度	目標値	H22年度
環境報告書公表企業	上場企業	23.4%	29.9%	34.0%		約50%
	非上場企業	10.3%	12.0%	12.2%		約30%
環境会計実施企業	上場企業	17.3%	23.1%	26.8%		約50%
	非上場企業	10.1%	12.0%	13.3%		約30%
達成状況	<p>環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、平成13年の386社（29.9%）から平成14年は450社（34.0%）へと増加し、非上場企業においては、平成13年の193社（12.0%）から平成14年は200社（12.2%）となっている。非上場企業における増加が少ないものの、全体としては、平成13年の579社（20.0%）から平成14年は650社（21.9%）へと年々着実に増加している。この他、環境報告書の更なる普及促進、比較可能性及び信頼性の向上を図るため、環境報告書の審査登録制度について検討を行なった</p> <p>環境会計を導入している企業は、上場企業においては、平成13年の298社（23.1%）から平成14年は355社（26.8%）へと増加し、非上場企業においては、平成13年の193社（12.0%）から平成14年の218社（13.3%）へと増加している。全体としては、平成13年の491社（16.9%）から平成14年は573社（19.3%）へと年々着実に増加している。</p> <p>また、中小事業者向けの環境活動評価プログラムについて、6箇所において地域セミナーを実施し、その普及促進を図ったほか、更なる普及促進のための環境活動評価プログラムの改訂及び認証制度のあり方について検討を行なった。</p>					

評価、及び今後の課題

評 価	<p>[必要性]（公益性、官民の役割分担等）</p> <p>地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題を始めとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、経済的手法の活用や環境報告書や環境会計のガイドライン等の事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成、普及による事業者の自主的な取組の一層の促進が必要となっている。このため、環境基本計画等においても、経済的手法の活用や事業者の自主的な取組の促進が環境政策の大きな柱として位置付けられているところである。</p> <p>また、本施策は、国全体として共通に活用しうる政策手法を企画立案することであり、公益性は高く、また、官、特に国が担うべき施策である。</p>
	<p>[効率性]（効果とコストとの関係に関する分析等）</p>

市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与える手法は、規制的手法のような行政の事後の関与を必要としないので、効率的である。

本施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討やその検討成果である地球温暖化対策税制専門委員会中間報告の公表、環境報告書等のガイドライン等の普及により企業等の取組を促し、より大きな成果の達成を図る施策であることから、予算措置により調査研究等を行うという現行のアプローチが適切と認識している。

本施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開に生かされるものであり、必要最低限の経費で効率的に実施している。

[有効性] (達成された効果等)

目標に対する総合的な評価

ア 経済的手法の活用

税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資するとともに、今後の更なる環境配慮の徹底に向けた温暖化対策税の導入に向けた論議の進展を図ることができた。

イ 事業者の自主的な環境保全活動の推進

環境報告書、環境会計や環境活動評価プログラム(エコアクション21)に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しており、本施策は経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組の進展に寄与している。

下位目標毎の評価

(下位目標1)

税の優遇措置の継続及び新規の実施を行うこと並びに地球温暖化対策税制の導入に向けた論議を深めることができた。

(下位目標2)

環境マネジメントシステムの構築について、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は年々着実に増加しており、平成15年3月には1万1千件を超えている。

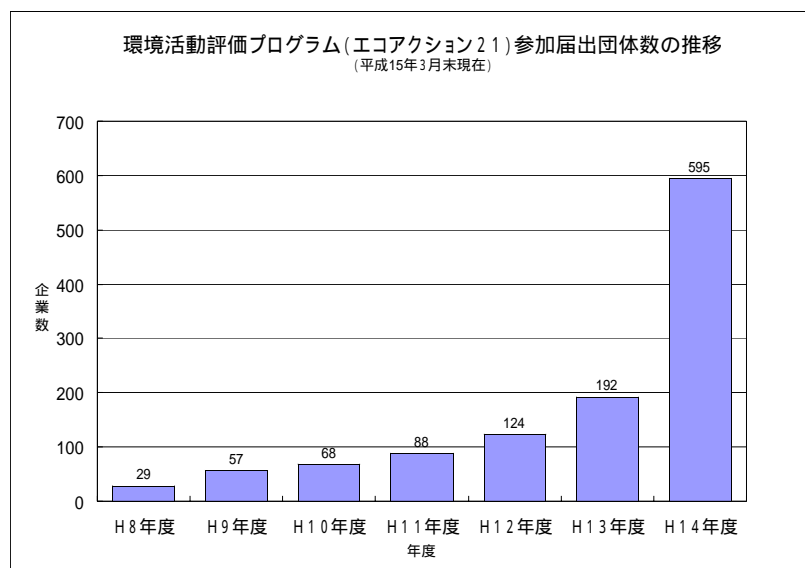
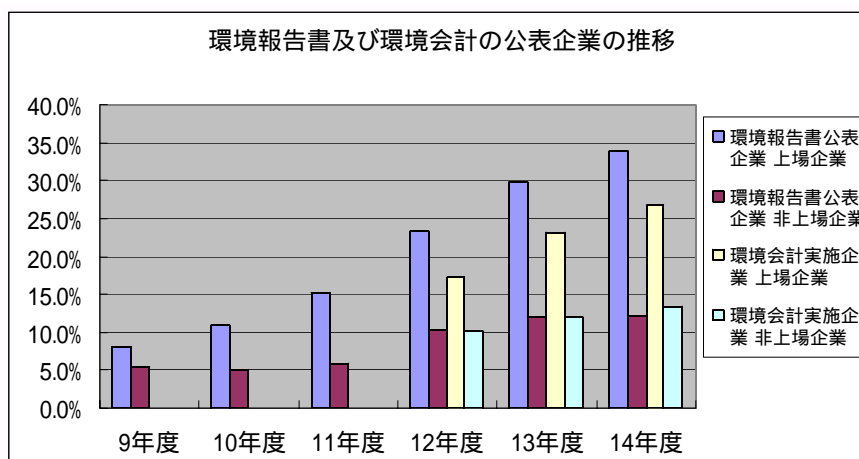
環境報告書を作成している企業は、上場企業においては、平成13年の386社(29.9%)から平成14年は450社(34.0%)へと増加し、非上場企業においては、平成13年の193社(12.0%)から平成14年は200社(12.2%)となっている。非上場企業における増加が少ないものの、全体としては、平成13年の579社(20.0%)から平成14年は650社(21.9%)へと年々着実に増加して

いる。

環境会計を導入している企業は、上場企業においては、平成13年の298社（23.1%）から平成14年は355社（26.8%）へと増加し、非上場企業においては、平成13年の193社（12.0%）から平成14年の218社（13.3%）へと増加している。全体としては、平成13年の491社（16.9%）から平成14年は573社（19.3%）へと年々着実に増加している。

環境活動評価プログラムの参加登録数も着実に増加しており、平成15年3月末には約590社になっている。

今後は、このように、事業者による積極的な環境への取組をさらに促進していくための施策を展開していくことが必要である。



今後の課題	<p>ア 経済的手法の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税制優遇措置については、今後とも規制及び技術開発の動向を踏まえ、適切に実施していくことが必要である。 ・ 温暖化対策税については、課税タイプに応じた具体的な制度案の構築、税収の使途、政策的な優遇措置、自主協定制等他の政策手法を含めた政策パッケージ全体の中での位置付け等についての検討が必要である。 <p>イ 事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。 ・ 環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価される仕組みづくりが必要である。 ・ また、この一環として金融のグリーン化を進め、環境保全に熱心な事業者に対する投資が促進される基盤整備が必要である。 ・ 環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任(CSR)を積極的に促進することが必要である。
-------	--

政策への反映の方向性

事業の改善・見直し	<p><u>理由の説明</u>（新規、<u>拡充</u>、縮小、廃止等）</p> <p>ア 経済的手法の活用</p> <p>環境配慮の徹底に効果を挙げている税制措置について引き続き実施するとともに、温暖化対策税について更なる検討を継続する必要がある。</p> <p>イ 事業者の自主的な環境保全活動の推進</p> <p>一定の成果は出ているものの、未だ十分な成果は得られていないことから、より一層の普及促進を図るため、環境報告書の審査登録制度及び環境活動評価プログラム（エコアクション21）の認証制度の確立・運営の実施を含め、事業全体の拡充を図ることが必要である。</p>
現行のまま継続	<p><u>理由の説明</u></p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等 (1 4 年度予算)
経済的手法の活用 (下位目標 1)	<p>・ 諸外国及び国内の経済的措置の導入状況やその導入に関する手続き等を調査するとともに、環境関連税制等に関する総合戦略づくりに資するよう租税法や環境経済学等の有識者を交えた検討会を開催。</p>	<p>環境政策における経済的措置検討経費 (11 百万円)</p>
事業者の自主的な環境保全活動の推進 (下位目標 2)	<p>事業者の自主的・自発的な環境保全に資する取組を促進するため、</p> <p>1) 環境報告書や環境会計、環境パフォーマンス指標など企業行動について環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法を開発・普及する(手法検討)。</p> <p>2) 事業活動に係る環境情報を広く開示させることを進め、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会システムを構築するため、環境報告書の審査登録制度の検討及び環境活動評価プログラム(エコアクション 2 1) の認証制度の検討を実施し、当該制度を確立する(社会的基盤整備)。</p>	<p>環境報告書普及促進事業 (24 百万円)</p> <p>環境投資促進のための企業の環境会計実施支援事業 (24 百万円)</p> <p>事業者の環境パフォーマンス評価手法に係るガイドライン策定調査 (15 百万円)</p> <p>自主的環境活動評価支援事業 (14 百万円)</p> <p>環境会計及び環境報告書の普及に向けた枠組みに関する検討調査 (15 百万円)</p>

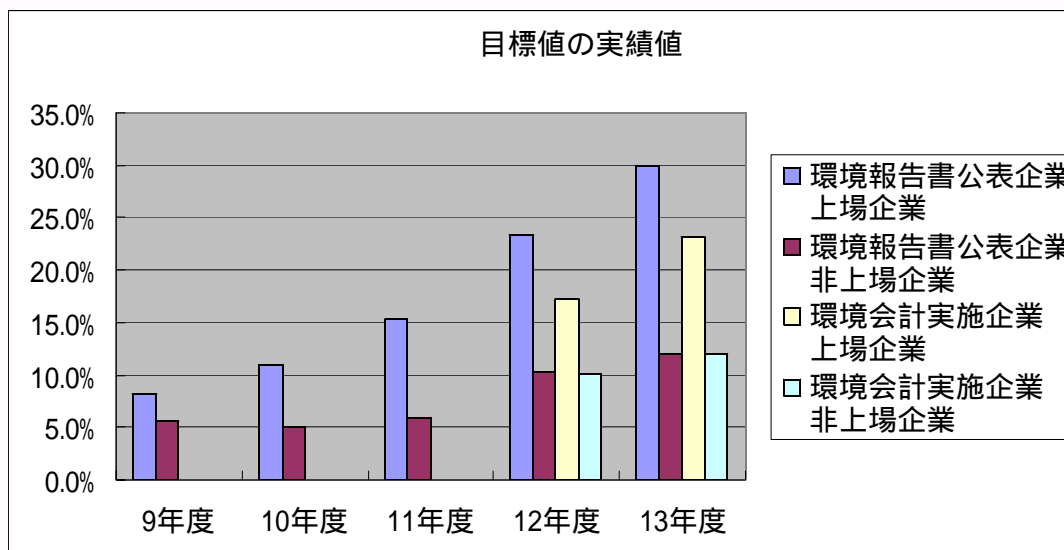
【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) - 4 - (1) 経済活動における環境 配慮の徹底 (下位目標番号) (下位目標1)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)
(指標名) 環境省関連税制の検討状況		(平成 年度)	(平成 年度)
指標の解説(指標の算定方法) 税制優遇措置又は税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じられているか。 また、各分野の補助金による環境の影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資する方向への移行に努めているか。			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) ・平成15年度環境省関係税制改正の結果(公開) 目標値設定の根拠	関連する事務事業名 経済的手法の活用		
特記事項 (外部要因の影響など)			
目標値の実績値 (表・グラフにより、過去5年間の目標値の推移を記載)			

(施策名) - 4 - (1) 経済活動における 環境配慮の徹底 (下位目標番号) (下位目標 2)	単位	現況値(時点)	目標値(目標年次)
(指標名) 環境報告書作成企業数	%	環境報告書 公表率 上場企業 34.0% 非上場企業 12.2% (平成14年度)	上場企業 約50% 非上場企業 約30% (平成22年度)
環境会計実施企業数	%	環境会計 実施率 上場企業 26.8% 非上場企業 13.3% (平成14年度)	上場企業 約50% 非上場企業 約30% (平成22年度)
指標の解説(指標の算定方法) 環境報告書を公表している企業の割合及び環境会計を実施している企業の割合をアンケート調査により把握する。			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 平成14年度環境にやさしい企業行動調査 (公表予定)	関連する事務事業名 事業者の自主的な環境保全活動の推進		
目標値設定の根拠 循環型社会形成推進基本計画による。			
特記事項 (外部要因の影響など)			

目標値の実績値

(表・グラフにより、過去5年間の目標値の推移を記載)



指 標	H 9	H 10	H 11	H 12	H 13
環境報告書 公表企業	上場企業 8.2%	上場企業 11.0%	上場企業 15.3%	上場企業 23.4%	上場企業 29.9%
	非上場企業 5.5%	非上場企業 5.0%	非上場企業 5.9%	非上場企業 10.3%	非上場企業 12.0%
環境会計実 施企業	-	-	-	上場企業 17.3%	上場企業 23.1%
				非上場企業 10.1%	非上場企業 12.0%